

## 岐阜県指定（介護予防）短期入所事業所運営規程

### 第1条（事業の目的）

社会福祉法人清心会が開設する岐阜県指定（介護予防）短期入所事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### 第2条（運営の方針）

事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 清心苑ショートステイ
- (2) 所在地 大垣市矢道町1丁目303番地

### 第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	計	常勤	非常勤	専従	業務内容	資格
				兼務		
管理者	1	1	0	兼務	業務の統括	施設長
介護職員	10	8	1	専従	生活上必要な介護の提供	介護福祉士 3人
		1	0	兼務		初任者等 7人
生活相談員	1	1	0	専従	日常生活に必要な全ての相談	社会福祉士
看護職員	1	1	0	専従	健康管理等看護の提供	看護師
機能訓練指導員	1	1	0	兼務	機能訓練の提供	理学療法士
管理栄養士	1	1	0	兼務	食事の栄養管理と提供	管理栄養士
歯科衛生士	1	1	0	兼務	口腔機能維持管理	歯科衛生士
医師	1	0	1	兼務	医学的管理	

## 第5条（利用定員）

指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は、合計でつぎのとおりとする。

20名 （2ユニット×10名）

## 第6条（短期入所生活介護の内容及び利用料等）

指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 第13条の通常の事業の実施地域内の地区の利用者で、別途送迎を希望する場合には、片道184単位。通常の事業の実施地域以外の場合には、更に当事業所から自宅までについて、次の額を徴収する。

- (1) 往復距離が20km未満の場合 300円
- (2) 往復距離が20km以上50km未満の場合 500円
- (3) 往復距離が50km以上 700円

### 3 滞在費、食費

・居室の使用料並びに食費は下記のとおりとする。

利用者負担段階	滞在費	食費
第1段階	880円	400円
第2段階	880円	700円
第3段階①	1,370円	1,100円
第3段階②	1,370円	1,400円
第4段階	2,066円	1,780円

※ 食費には、おやつ代を含む。

### 4 日常生活上必要となる諸費用

日常生活において必要となる費用で、利用者の負担が適当であるものの費用は、実費を徴収する。

- ・テレビ使用料 1日当たり 100円
- ・理美容サービス カット 1回当たり 実費
- ・クリーニング代（ご契約者の私物） 実費
- ・日常生活品購入代行 実費
- ・その他 行事を実施する場合の材料費等の実費

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

## 第7条（緊急時における対応方法）

生活相談員等は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

## 第8条（事故発生時の対応）

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

安全対策担当者 施設長:佐久間 弘幸

## 第9条（非常災害対策）

指定（介護予防）短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

## 第10条（身体拘束の禁止）

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ない場合には、家族に連絡し、同意を得る。

## 第11条（虐待防止の為の措置）

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

責任者 施設長:佐久間 弘幸

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

## 第12条（記録の整備）

清心苑ショートステイは、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 前項の外、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

### 第13条（苦情処理）

清心苑ショートステイは、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 利用者からの苦情に関して、国民健康保健団体連合会が行う調査に協力するものとする。又自ら提供した施設介護サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

### 第14条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 第6条に規定する利用料等を滞納しないこと。
- (2) 利用者が他の利用者や従業員の生命・身体・財産を傷つけないこと。
- (3) 利用する施設・設備は大切に扱うこと。

### 第15条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、大垣市（上石津町、墨俣町は除く）、垂井町、養老町、神戸町、池田町とする。

### 第16条（その他運営についての留意事項）

指定短期入所事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける等の業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修           採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修            年1回
- 2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密（個人情報を含む）を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

### 附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年6月19日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。